

賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

賦課期日 毎年 4 月 1 日

納期限までに納められなかった場合

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ保険料額に対して年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで)の期間については、特例基準割合＝公定歩合(前年の11月30日)+4%の割合で計算された延滞金が徴収されます。

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1/2以下の人は、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くこととなります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。

なお、翌年度仮徴収額は本年度2月の徴収額と原則、同額となります。

普通徴収

特別徴収(年金天引)以外の人は普通徴収になります。口座振替には申請が必要です。

◎不服申し立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県、後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。)、提起することが出来ます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を随た後(次の①から③までのいずれかに該当するときに除く)でなければ提起することができないこととされています。

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

《お問い合わせ》

〒999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN ○○市役所 ○○課

TEL 99999999999999

賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

賦課期日 毎年 4月 1日

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられます。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1/2以下の人は、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くこととなります。今回の通知による保険料は、本年10月から始まる本徴収まで暫定的に納めていただくものです。
10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。

◎不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）提起することができ、なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときは除く）でなければ提起することができないこととされています。
- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

《お問い合わせ》

〒999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 〇〇市役所 〇〇課

Tel 99999999999999

平成99年99月99日

沖縄県
長

平成99年度分後期高齢者医療保険料を下記のとおり徴収させていただきます。

[illegible]

- 特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

[illegible]

- 普通徴収の欄に金額の記載がある場合、納付書での納付をお願いします。ただし口座振替申請をされた方は、納期限の日下記金融機関から振替させていただきます。

[illegible]

◎不服申し立て及び取消訴訟

1. この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に神祖院後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができず。なお、審査請求をした場合には、神祖院後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができず。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決事を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に神祖院後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において神祖院後期高齢者医療広域連合を代表する者は神祖院後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができず。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときは除く）取消しは提起することができないこととされています。
- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、緊急の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- また、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えは提起できず。

《お問い合わせ》

T 999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN ○○市役所
Tel. 9999999999999999 ○○課